



山林火災で書類送検！ - 西日本防災システム

2014 07 18

兵庫県赤穂市で5月に発生した山林火災で、兵庫県警生活環境課と赤穂署は、バーベキューの炭火が消えたことを確認せず捨て、森林に燃え移らせたとして、森林法違反(森林失火)容疑で、同市の男性会社員(40)を書類送検したようです。容疑は5月11日午後3時頃、自宅の庭でバーベキューをした後の**火が残った炭**を、他人が所有する森林に捨てて燃え移らせ、約**69ha**を焼いた疑いです。会社員は「火が消えたと思って捨てた。水はかけていない」などと容疑を認めているそうです。男性は5月に同法違反容疑で逮捕され、釈放後、在宅で調べを受けていたそうです。同署は検察庁に**嚴重処分**を求める意見を付けたそうです。森林法は、失火で他人の森林を焼いた者に罰金50万円以下の罰則を定めています。火災は鎮火までに約**2時間半**を要し、近隣住民らが避難する事態に至り、けが人や住宅への延焼はありませんでしたが、煙などの影響で、山陽自動車道などが一時通行止めになりました。不用意な行動がとんでもない大騒ぎになりました。どなたもお怪我が無く、それだけでも不幸中の幸いでしたね。



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 